

争議手段と正当性評価の視角

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード: 作成者: 前田, 達男 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/29403

争議手段と正当性評価の視角

前 田 達 男

一 問題の所在

1 争議手段の正当性評価の一般的な手法

労働法学は争議行為の正当性の理論に到って初めてその絶頂を極める、といってもけっして過言ではあるまい。争議行為の正当性をめぐる争いは、つねに集団的労働法の焦点をなしてきた。争議行為の正当性については、争議主体の性格が直接に問題とされる場合もあり（官公労働争議、少数派集団による山猫ストなど）、またそのことが今日では重要な論点なのであるが、一応は「正当な」争議行為の原則的法認¹¹集団主義労働法の原理を前提とし、その正当性を争議の目的・手段の両面から考察・確定するのが通例となっている。

目的面での正当性の理論が、労働組合の活動領域や目標・課題とも関わって華々しく論争されているのに比較して、手段面での正当性は、個々の労働事件においてはあいかわらず高い比重を占めるものの、方法¹²理論的には

(相対的) 安定を示しているといえよう。すなわち、ストライキ、ピケッティング、職場占拠、怠業(サボタージュ)、生産管理、ボイコットならびにロック・アウトなど類型的交渉手段のそれぞれについて原則的に合法と見るか、違法と見るかは、論者の争議観と労働法秩序の認識によって顕著な対立を呈するものの、現実¹⁾に生じた具体的な争議手段の正当性の解釈に際しては、争議の実態(法律社会学的把握)に即して、争議目的との対応関係、組合(争議団)の組織事情、争議の経緯と当事者・「第三者」のとった態度、労使慣行など「諸般の事情」を検討し、「健全な社会通念」に従って判断を下すという手法が一般化しているため、争議手段理論の対立ほどには結論の差は生じていない。このような安定傾向と一種の「利益衡量論」を支えた客観的な基礎は、六〇年代の高度成長政策²⁾改良型国家独占資本主義の展開であり、それがもたらした戦後資本主義の相対的安定、基幹産業・巨大組合における「組合主義」の台頭・主流化であった。

2 労使関係近代化論と争議手段評価の視角

争議手段の相対的安定をももたらした労働組合運動の体制内在化の傾向は、類型的争議手段の講学上の正当性評価にも新たな視角から一般的な基準を与えようとしている。英米ないし西独を範型とする西欧的トレード・ユニオンイズムが生み出した法理によって憲法二八条を解釈し、団交―協約を中核に集団的労働法の理論を体系化・再編しようとする労使関係近代化論の主張がそれである。かかる近代化論³⁾にあつては、争議行為はもっぱら合目的性―協約秩序形成に到る過程ないし手段および ultima ratio として把握されるとともに、労働組合⁴⁾労働力の集団的取引機構との観点から、争議手段についても、他の基本的人権(所有権・営業の自由、労働の自由など)との調和を破らないということから、一定の基準が設定される。端的には、原型的争議手段たる同盟罷業(労務の集団的不提

供、walk-out)は、組織的統一的な行動であり手段的相対性(謙抑主義)が守られておれば原則的に合法の評価を受けるのに対して、その他の争議手段については、使用者側の違法行為に対する必要最小限度の對抗的行為を除いて実力的行動は原則として認められず、言論の自由の行使とその延長線上のものが合法性評価を受けるにとどまるであらう。争議目的実現の基本的な手段として同盟罷業の実効性を確保する正道は、労働組合の組織的努力にある。現実の組織実態や労働者の意識状態に規定されて実行される各種補強行動について、その合法性の範囲をいたすらに拡大する「プロ・レーバー的解釈」は邪道である。このように主張するのが労使の自治、良識⁽²⁾近代法的規範意識にもとづく健全な労使慣行の確立を説く労使関係近代化論の立場である。

3 正当性評価の基本的な視角の必要性

七〇年代半ばを迎えて改良型国家独占資本主義の矛盾・限界も次第に明らかとなり、相対的安定も崩壊のきざしを見せている。このことは労使関係近代化イデオロギーの破綻とそれを補完する新たなイデオロギーの登場を予想させる。実際、支配的労働政策の流れは、最高裁労働基本権判例に看取されるように、官公労・民間二本建の労働法制を一元化し、国家像・国民統合の理念を前面に打ち出すことによって、目的・手段をひっくりかえした争議秩序の規律化(争議の無害化)に向つているといえよう。

かくして今日、争議手段論に必要なのは、個々の争議手段に関わる正当性の解釈にとどまることなく、争議手段の正当性評価の基本的な視角を追求・再確認し、激動の時代においてかかる視角の真理性を検証することである。争議手段の正当性をいかなる視角から論じるか、それはまさに争議権保障の歴史的意義と社会的内容を問い、また現行労働法秩序をいかなるものとして認識するかの問題でもある。

(1) 喜多実「争議行為の手段・態様と正当性」青木・片岡編『学説・判例労働法』（労働団体法）（昭四六・法律文化社）所収、参照。

(2) 『労使関係法研究会報告書（労使関係法運用の実情及び問題点）第三分冊』（昭四二・日本労働協会）二二二―一八五頁他参照。

(3) 前田・萬井・西谷「最高裁労働基本権論の批判と展望」労働法律旬報八一三号一四―一五頁参照。

二 争議手段の正当性評価と沼田争議法理論

1 日本労働法学の原点としての昭和二〇年代

争議手段の正当性評価の視角を問う場合、われわれがとくに注目しなければならないのは、日本労働法の形成と解体の同時的進行の時代、昭和二〇年代を特徴づけるところの生産管理論争とピケッティング論争である。

戦後労働法学が最初に直面した争議手段は生産管理戦術は、私法の基本原理（所有権の不可侵）に挑戦する行動であった。それだけにまた、争議権と所有権との原理的対決を貫徹させ、資本所有権に対する労働者権の価値的優位の承認のもとに労働法に独自の理論構成ないし体系化を行なうための絶好の素材でもあった。他方、ピケッティングに関わる諸問題は、争議権の本体、労働法に独自の概念としての「争議行為」の本質の本格的な解明を要するものであった。争議権確立の歴史が物語るように、原型的争議行為（walk-out）の自由化（合法性承認）以後、争議法の焦点はピケッティングに移り、ピケッティングの合法性が確立される過程で争議行為は労働者の権利として確立された。かくしてストライキも「退職の自由の同時的行使」という擬制された市民法的構成を脱却して、使用者の

労働市場からの切り離しによる資本所有権の機能停止をめざす行為という積極的本質的な契機において把握され、
団結体自体の意思と統制のもとにおける団結活動として、全法秩序に対する直接的適合性が承認されることになつたからである。⁽²⁾

敗戦Ⅱ民主主義的諸変革によって労働運動とともに解放された若き労働法学にとって、それが民主主義法学たらんことを志向した限りにおいて、生産管理・ピケッティング（スクラムによる実力阻止の態様のそれ）の合法性を明らかにすることは当面する最大の課題でありかつ相当な難問であった。外国法理の直輸入はここでは無力であり、観念論にすぎなかった。法の階級性を無視する法曹社会主義の樂天的そして無政府的主張もしりぞけられねばならなかった。歴史の発展方向とその主体の洞察のもとに憲法における団結権・団結活動の権利の保障の意義を把握し、労働者階級の既存法原理に対する批判的規範意識を媒介とする労働基本権・争議権の内容規定と労働法理の生きた妥当をめざす、⁽³⁾ 日本的土壌に根ざした解釈理論の構築こそが、この課題Ⅱ難問解決の正しい道として措定されていたのである。このような課題に正面から対決した研究者の一人として、われわれは沼田教授の名を挙げることできるであらう。

2 争議手段と正当性評価の沼田理論

(1) 争議権の保障と労働法の原理

原則的合法論の大道を権利濫用論によって画し、合法性の限界ならびに濫用の基準は労働良識によって断ずる。⁽⁴⁾ これは沼田教授が生産管理論争に際し示された正当性評価の構図である。処女作『生産管理論』（昭二一・日本科学社）を著すことによって自己の、学問的責任において生産管理を論じた沼田労働法学を、それ以後一本の赤い糸のよ

うに貫くものは、労働法を労働者階級統御の政策の体系としてよりは、むしろ労働者の権利の体系としてとらえ、労働者権は労働者の行動法則ないし、それに規定されるモラルに即して行使される権利として保障されている⁽⁵⁾、とする集団的労働法原理の認識である。つまり、市民(国民)一般の集会結社の自由とは別に、労働者の権利(基本的人権)として憲法が団結権・団体行動権を保障したことの直接の帰結として、争議行為を違法の性格からまずとらえようとする従来の見解は正面から否定される。社会的人間たる労働者が自己の陣営において団結し、その陣営の規範に従って行動すること自体が根源的に自由である。しかもかかる団結によって労働者が自主的に生活権を守り、またその社会的地位向上のための事業に団体として参加することが、戦争によって荒廃した経済を興隆させ、人間の真の尊厳性の上に新しい民主主義的秩序をもたらし、恒久平和を可能にする保障でもある。かくしてそれは社会正義にそうとともに公共の福祉にも合致する。以上のような憲法Ⅱ労働法の理念⁽⁶⁾よりすれば、争議行為は労働条件取引—団体交渉の補強物として是認されるというよりは、資本家的収奪・労働の階級的従属からの解放をめざす労働者の自治活動(団結自治)の一環・必然的行為として肯定された、⁽⁷⁾ということになるであろう。

(2) 争議権の限界と労働良識

かくして労働者は、基本的に争議手段を選択する自由をもつということになるが、しかし、沼田理論は、争議行為と冠すれば争議に勝つためにはどんな手段を採ってもよいとの見解を支持するものではない。争議権を「勝争権」ないし「主張貫徹権」と同視する「法曹共産主義者の空想」への沼田教授の批判は厳しい。労働法は市民法の対自的反省的法形態として、労・資の階級的人間の対立を承認した上で、労働者の階級的規範意識を尊重しつつ民主的秩序の形成的な維持を志向することを、本質的な妥当の仕方として要請している⁽⁸⁾。しかしながら労働者階級の規範意識ないし法意識はそのままの内容で客観的法秩序のうちに定立されることはないのであって、法において

は、被支配階級の階級規範は批判性・超越性を喪失せしめられたかぎりで「生かされる」にすぎない。⁽¹⁰⁾

実定労働法に内在的に争議手段の正当性を論ずる場合に、労働法イデオロギーのもつこのような発展的・流動的な性格と限界は無視することはできない。原則的に合法性をもつ争議権行使⁽¹¹⁾争議手段の、具体的争議の場における正当性を判断する理論範疇が「労働良識」の概念である。労働良識の概念は、労働者権の現実の主体たる組織労働者の反省的意識の規範的形成をふまえて、憲法の担った価値体系の規範的論理を労働法領域において貫徹させることを課題としたもので、⁽¹²⁾「労働法の『社会正義』における新しい衡平の原理」⁽¹³⁾、社会通念の特殊に、労働法的な(反省的な)範疇と概括できよう。争議手段に具体化していえば、労働者には争議の自由 *free play* を保障し、労資間に権利上の不平等を設けることによってかえって、労資の事実上の対等化を保障・促進し、かかる上で *fair-play* の原則に則って、より大きな利益のために当面する損失を賭して争っていくということになるであろう。この場合に「*free play* の保障」とは、労働力の排他的独占を労働者団結(組合)に可能にさせることを内容として⁽¹⁴⁾いる。

3 類型的争議手段とその正当性

以上のような一般的な基準の上で具体的に各争議手段の問題が考察される。その際にも、沼田理論においては、その争議手段が採用される背景の社会学的法律学的実態把握もさることながら、その争議手段をめぐる当事者の規範意識の対立・相剋を、労働良識において止揚する視点が貫かれている。このため争議手段の正当性の判断は、「その場その場での妥当な解決」に終ることなく、将来にわたつての展望的な方向が示されることとなる。このこととは争議手段の合法性の限界がとりわけ問題となる、ピケッティングおよび職場占拠、生産管理、ボイコットにお

いて明瞭である。

(1) ストライキと職場占拠

原型的争議手段たるストライキの本質は、たんなる集団的労務不提供に尽きるものではない。資本所有権たる生産手段から労働力を切り放つとともに、スト破りなどによる新たな代替労働力の供給に対しては労働者の連帯性の道義（法的に承認された社会規範）によってこれを排除し、資本所有権を停止させるという行動である。資本所有権は労働力と結びついて初めて機能を果たすという事実を直視するなら、停止中の資本所有権を占拠し労働力の排他的独占を完成させる行為（職場占拠）も原則的に合法である。但し、スト破りの労働力を結合せずに、所有者自らが生産手段に対する支配意志を実現し資本所有権の機能を果たさせようとする場合は、監視・説得のためのピケは認められるとしても、sit downはその限りで解くべきである。¹⁵⁾

ストライキを団体交渉の補完物とみる見地からは問題となる抜打ストも、使用者の団結承認が確立し、ストライキ予告の労使慣行が定着している場合はスト権の濫用となるが、そうでない場合は積極的な加害意図（Schikane）に出たものでない限り、争議戦術の選択の問題として把握（合法）される。¹⁶⁾

(2) ピケッティング

ピケッティングに関する問題の重点は、行為の外形・強度よりもその規範的意味にある。これは争議団・使用者・ピケ対象者の社会的諸関係によって規定される。すなわち、争議権という法益ないし争議権の実現によって真に自主的な集団的秩序を形成するという法益は、スキップの賃金取得の機会という法益よりも価値的に優位に立っている。契約の自由、労働の自由も、他の労働者の生存権主張を挫折せしめるような形では、その自由を行使しえない。連帯意識と他の労働者の仕事（Job）を尊重するという意識があれば思い留まるべきことを、それが欠落し

ているからやっているという行為は法の望まないことである。意図的なピケ破りには Schikane に似た権利濫用が認められる⁽¹⁷⁾。使用者は、抽象的には、争議を決議した団結のメンバーでない労働者を雇用して操業を継続する自由をもっている。しかし、労働者という社会的人間の集団における自主規範の妥当が法認されているかぎり、使用者もピケティングを受忍すべき立場に置かれており、ストライキに参加していない労働者・労働組合員が struck work への就労を拒否することも受忍しなければならぬ。さらに第三者も争議団の形成している秩序を合理的事由もなく乱す行動には自由ではありえない⁽¹⁸⁾。ピケティングを取り巻く諸関係が以上のように規範Ⅱ原理的に把握されて、ピケの対象と強度(程度)が具体的に判断されることになる。

ピケティングという手段に関しては、争議行為を遂行する上に必要な自救的防衛的活動として、脱落者、争議破り、裏切り者の活動を監視・追隨し、階級的規律に対する不服従がその階級からの社会的圧迫(同盟絶交等社会力による規範的非難)を蒙るであろうことを意識せしめる程度の威迫(Intimidation)までは許される。しかし伝統的な労働者階級の掟が承認する場合であっても、強制(Coercion)脅迫(Threat)暴行(Violence)など、人格性の本質を攻撃する行為は許されない。Lynch や Rattening は正当なピケティングではな⁽¹⁹⁾。

(3) 生産管理

職場を占拠するにとどまらず、使用者の指揮を排除して、組合が生産活動や経営活動を自己の意思で管理するまでにエスカレートすると生産管理になる。資本制社会の秩序の中で行なわれる、労働者のいわば“武士の商法”であるから、無理があり(争議団の管理する経営がポイコットされる等々)、特殊な条件のもとでなければ争議手段として成り立たない。逆にいえば、生産管理が成功的に遂行されている場合はそれなりに合理的な根拠が推測されるといふことになる。それはまず、労働者側に労働は社会財を生産するものであるとの強い自覚、そして現実に労働し生

産する者こそ生産手段を管理すべきだとの何ほどかの社会主義的規範意識が成長しており、またストライキ、サボタージュ、ボイコット等の争議手段では争議目的を貫徹しえない(実効性に乏しく、かつ争議団の決定的な孤立を招く)といった切迫した事情があつて初めて実行される。

次に、生産管理闘争が経営者陣営のボイコットにかかわらず、またそれを封じて一定期間持続するためには、社会的規範意識がこれを強く支えていることが必要である。この社会的規範意識は決して社会主義社会におけるそれではないから、労働者階級による生産手段の革命的篡奪を肯定するものではない。社会法的意識の浸透を受けた資本主義社会におけるそれとして、使用者が生産性(社会財の生産性)公共の福祉の要請)の立場を離れたような場合において、労働者が生産活動を掌握し自己の労働の加わつたものを処分することによって、かえつて生産の社会性を実証することを承認する意識である。つまり生産管理は、この場合労働者革命の手段としあるのではなく、争議権の行使でありその限りでの所有権の制限であつて、支配的な社会的規範意識によつても強く支えられているところに使用者の経営指揮権をも排除しうる根拠をもつ、⁽²⁰⁾といったような争議手段である。

生産管理が争議権の濫用にあたるかどうか、以上のような角度から検討されるべきである。抽象的な所有権侵害Ⅱ生産管理違法論は、所有権は規範的により高次の要請によつて制限されるものだ、とする社会的法的確信に訴へる理論ではない。また労資の争議対等の原則 Fair-play も形式的に解釈されるべきではない。労働者には賃金Ⅱ生存権を保障し資本には利潤を保障しないという、この権利上の不平等・不均衡によつて辛うじて労資の具体的平等の原則が実現されることになるかどうかの検討がなされねばならない。

生産管理も争議戦術であるから特別に「理想型」たることに限定されはしないが、定款規定の経営目的を逸脱しない範囲での生産と、製品の市価による販売および従前どおりの賃金支払の線を超えるべきでない。生産手段(土

地・建物・機械などその経営の労働者の労働が加わる以前から企業主の所有物)を処分してしまったり、一種の緊急避難として認されるような場合でない限り、要、求賃金を支払うことは生産管理Ⅱ争議権の濫用である(横領・背任罪を構成する)⁽²¹⁾

(4) 怠業・サボタージュ

怠業のうち、消極的サボタージュについては、ストライキおよび職場占拠の原理を準用して考察すればよく、その正当性には疑いはない。積極的サボタージュに関しては、生産管理の正当性の限界(とくに生産手段の処分行為)についての原則が応用されるであろう。通常、違法と評価される。

(5) бойкот

бойкотは、これまで検討してきた争議手段が「生きた労働」に対するコントロールの手段であったのに対して、「死せる労働」(対象化された労働)に対するコントロールの手段であることに特色がある。その内容は、使用者を労働市場からではなく、商品市場から切り離すことによつて利潤を喪失させ(あるいはそうなるであろうとの心理的圧力を加え、争議目的を実現させることである)。

Labor boycott が争議手段として成立し効果を發揮するためには、労働者の側に「自らの労働が対象化されたものに対してはその行方を追跡する資格がある」といった、多少とも craft conscious な意識が存在し、かつ強力な仲間の連帯意識の成熟がそれを支えていること、客観的な条件として、商品市場が自由に開かれていることが必要である。したがつて craft union の伝統があり、union label の慣行(negative boycott)や「汚れた商品」(tainted goods, black goods) (を取り扱わない)の観念(positive boycott)が普及し、自由な商品市場の成立している国では活発に行なわれる(例えばアメリカ)が、企業別組合が一般的なわが国ではほとんど採用されていない⁽²²⁾。

しかし、消費財生産部門やサービス部門では、労働者階級は大量の購買力を有する消費者・利用者として登場するのであるから、労働組合が全国的あるいは地域的な影響力および傘下組合員の統制を通じて、特定の使用者の商品やサービスの不買・不利用を組織 (consumer's boycott) できないこともない。しかしそれはそのようなものとしてボイコットの「自由」が認められるだけで、争議行為として特に保障されるわけではない。虚偽の風説、脅迫、暴力、詐術によらず、説得・宣伝・勧誘の形で使用者の unfair を世論 (分裂を潜在しつつ相対的に統一されている動的な規範意識) に訴え (freedom of speech) また、傘下組合組織・組合員の仲間意識を通じて争議相手方の商品の「不買同盟」を組織する辺に境界線が引かれる。⁽²³⁾ 但し、たんに商品市場での一定の使用者の商品の不買を訴えるものでなく、労働力の不売を手段とするもの (union label) のあるもののみを取り扱うこと、あるいは black goods の取扱いは、否 (secondary strike) は、同情ストの原則の応用と考え、労働者の組織のない労働市場的連帯関係がある限り、正当な争議行為として保障される。⁽²⁴⁾

4 使用者側の争議対抗手段と正当性

争議行為の集团的・対抗的な性格に着目し、これを市民法的评价から切断し、特殊に労働法的視角から考察を加えんとするところに争議法理の raison d'être がある。使用者側の争議対抗手段 (ロック・アウト、争議中の操業、賃金カット、違法争議の責任追及、買収等切崩し戦術、agent provocateur、ボイコット等々) についても、その集団行動としての動態を把握した上で、正当性ならびに限界が検討されねばならない。その場合、注意しなければならないのは、労働者側における団体行動 (争議行為の根源的積極的な法価値 (生存権理念) に対比されるような法価値を、社会的経済的優位に立つ使用者の対抗行動 (争議行為に認めるべき規範的な要請は存在しない) ということである。使

用者の争議行為は他の基本的人権・自由を侵害しない限度で、「自由」として放任されているにすぎない。労使対等の原則とは、いわば到達さるべき目標であり、それに到達する手段の対等 (Wartengleichheit—争議対等) を当然に含むものではない。また、対抗の相手は労働者団結でなければならず、団結構成員を対象とすることは争議法理から逸脱し、労働者保護法 (個別的労働法) 理の支配を受けて違法とされる。最後に、使用者の争議行為を「自然的に自由な行為」として放任するのは、労働者団結との対抗を通じて労資の間に労働良識に叶う民主的な集团的秩序をうち立てんものとの期待による。したがって、闘争相手たる団結を尊重せず、これを否認・抹消せんとすることは集团的労働法原理そのものの否定⁽²⁵⁾ 不当労働行為と評される。

かくして、市民法によって強者の権 (所有権) を保障されている使用者の争議行為は、弱者の権の制限的機能 (労働者側の争議権行使—争議行為) に対応し、かかる制限があるがゆえに、それに対抗する範囲内で社会的に承認せざるをえない自由の行使にすぎない。⁽²⁶⁾ 使用者の争議行為のこのような受動的・消極的性格は、使用者側の典型的争議行為たるロック・アウトについて端的に示されるところである。ロック・アウトは、労働者の就労を一時、総括的に遮断し企業施設に対する使用者の事実的支配を確立することによって、賃金支払義務を免れるとともに争議の主導権を掌握し、もって労働者争議団に対する経済的精神的優位を背景に使用者側の主張を貫徹しようとするものである。このような内容をもつロック・アウトは、争議が労働者側から仕かけられた場合に、その争議を主導的に解決する、またそのことによって組合の争議貫徹意志を挫くことに限定さるべきである。いわゆる「追打ちロック・アウト」や「攻撃的ロック・アウト」はロック・アウト⁽²⁷⁾ 使用者側の争議行為の自由の濫用となる。労働者側に争議の実力と意志が明らかに存在し、資本所有権の機能が制限を受け、もしくはその危険が現存する場合にのみ、ロック・アウトは正当に発動しうる。

- (1) 片岡昇『現代労働法の理論』(昭四二・日本評論社)八三頁、九一二頁等参照。
- (2) 蓼沼謙一「ストライキ権理論の検討」季刊労働法八八号一五頁、同「争議権論」『旧労働法講座第三卷労働争議』(昭三二・有斐閣)所収四七三頁以下参照。
- (3) 片岡昇「社会法の概念」思想五五三号一二〇頁参照。
- (4) 沼田稻次郎『団結権擁護論』(昭二七・勁草書房)三三一頁。
- (5) 沼田稻次郎『労働基本権論』(昭四四・勁草書房)一四二頁。
- (6) 沼田稻次郎「争議権の根拠と法理念」『浅井教授還暦記念・労働争議法論』(昭四〇・法律文化社)一八頁、同「争議権の本質とビケッティングの法理」有泉Ⅱ沼田Ⅱ峯村編『労働争議』(昭二九・勁草書房)所収五一―二頁参照。
- (7) 沼田稻次郎「日本国憲法における労働者像について」『山之内先生追悼論文集・今日の法と法学』(昭三四・勁草書房)所収一九―二〇、二九頁。労働争議には二つのモメントがある。(a)「労働条件に関する商人的駆引」つまり労働力の有利な売買の手段と、(b)階級闘争の手段たる面とである。そして労働争議に本質的な要素は、労働関係当事者間の主張の不一致が階級対立の前提の上に生じているという事態そのことである(沼田稻次郎『日本労働法論・中』(昭二三・日本科学社)二二七―八、二〇〇頁)。一般に、階級闘争の承認はブルジョア国家の法原理と相容れぬものではない。ただその階級闘争が「プロレタリアートの独裁」を経て無階級社会にいたるものとして承認(認識)していかないのである(レーニン「国家と革命」全集二五卷四四四―五頁、「階級闘争の自由主義的概念とマルクス主義的概念について」全集一九卷一一〇頁以下参照)。
- (8) 沼田稻次郎『日本労働法論・中』二五七―八頁。
- (9) 沼田稻次郎『労働法論序説』(昭二五・勁草書房)一九六、二四二―三頁。
- (10) 沼田稻次郎『増補・法と国家の死滅』(昭四六・法律文化社)一八一―九頁。
- (11) 詳しくは片岡昇『現代労働法の理論』二〇九―一二二頁参照。
- (12) 沼田稻次郎『労働基本権論』一四七頁。
- (13) 沼田稻次郎『団結権擁護論』一六七頁。
- (14) 沼田稻次郎「争議権の本質とビケッティングの法理」四四、五二―三頁他参照。

- (15) 同右六六―八頁。
- (16) 沼田稻次郎「爭議権の濫用」『末川先生古稀記念・権利の濫用・下』(昭三七・有斐閣) 所収一八一頁。
- (17) 沼田稻次郎「爭議権の本質とピケッティングの法理」六一―六頁。
- (18) 沼田稻次郎『労働法要説「改訂版」』(昭四七・法律文化社) 一〇三―四頁。
- (19) 沼田稻次郎『日本労働法論・中』二四七―八頁。
- (20) 同右三七四―五頁。
- (21) 沼田稻次郎『団結権擁護論』三三八頁。
- (22) 沼田稻次郎『労働法要説』一六七―八頁。同『運動のなかの労働法』(第三版昭四七・労働旬報社) 二一六―二二頁。
- (23) 沼田稻次郎『日本労働法論・中』三四八―九頁。沼田稻次郎『団結の研究』(昭三〇・勁草書房) 三四〇―二頁。
- (24) 注(22)参照。
- (25) したがって使用者側の爭議手段の相当部分は、何らかの形でかかる原則に抵触するであろう。沼田教授は買収による爭議切崩し戦術を、「金力を最大の武器とする経営者側にとって一応許される手段」と評されているが(『日本労働法論・中』二五二頁)、爭議不参加者に通常の賃金が支払われ、そのことによって結果として爭議が切崩される場合はともかく、「買収」はやはり「fair」な手段とはいえず、不当労働行為を構成するというべきである。使用者側の可能な爭議對抗手段としては、ストライキに対する賃金カット(但しこの具体的な実行に関して種々の問題のあることは、片岡昇『使用者の爭議對抗行為』(昭四四・総合労働研究所) 二二七―三七頁参照)、生産管理に対するボイコット、繰業の継続(但しこれには労働組合のピケッティングによる對抗措置がある)などであるが、結局はロック・アウトに取斂されざるをえないであろう。
- (26) 沼田稻次郎『団結権擁護論』七二―三頁。
- (27) 同右七七頁。

三 争議法・争議手段論の課題と展望

1 「日本の法理論」批判のイデオロギー

労働者団結の行動原理（労働者モラル、階級連帯性のイデオロギー）にもとづく争議手段については、憲法Ⅱ労働法の理念に照してその原則的合法性を解析するとともに、労働良識によってその濫用を画していく。争議手段とその正当性を評価する場合の沼田労働法学のこのような方法は、末弘蔵太郎博士以来の社会学的法律学の争議手段の正当性評価の手法——争議は流動的であり各当事者がいかなる争議手段を用いるかは相手側の態度もしくはは出方で決まるがゆえに、具体的争議手段の正当性の判断は、争議発生の際、当該企業における労使関係の伝統、争議中の使用者の態度などの諸般の事情を総合考慮してなされねばならない——に一本筋を通すこととなり、両者あいまって、労働運動実践のための法理論的支柱の創造、労働基本権の定着を追求する「プロ・レーバー労働法学」を争議法理論の指導理論たらしめてきた。そしてこのような争議法理論を支えてきたものは、日本の土壌に育ったところの戦闘的トレード・ユニオンズムであった。しかしながら、かかる戦闘的トレード・ユニオンズムはすでに述べたように、日米安保体制Ⅱ改良型国家独占資本主義の進展によって、後退と少数派化を余儀なくされてきた。こうした客観的過程が意識されたものが、労働法学の方法論的「反省」である。ここでは、西欧的トレード・ユニオンズムとそれを「ふまえた」法理による、日本労働法学の指導的理論Ⅱ「日本の法理論」の批判とその克服が有力に主張されている。

団交—協約秩序を中心に労働基本権を体系化し、それによって争議手段の正当性評価に「諸般の事情」論に代る

統一的視座を与えようとする、労使関係近代化のイデオロギーについてはすでに触れた。このイデオロギーが労働組合運動「体制内在化」の潮流を直接基盤とするものであるのに対し、そのような「過誤に対する一種の罰」として⁽¹⁾最近強力に自己主張し始めたのが藤田若雄氏らの「本来の労働組合＝誓約集団」の理論である。戦後の労働争議と争議法理論の法社会学的研究⁽²⁾総括にもとづいて、藤田若雄氏は、次のように主張する。学説は対象錯誤を犯している。一方では、赤色労働組合主義に影響されて従業員組織の運動を法理論化しながら、これをあたかも世界共通の労働組合運動の法であるとして戦闘的な従業員組織の争議行為を弁護〔日本の法理論⁽³⁾プロ・レーバーの法理論〕し、他方では、誓約集団の系譜をもつ労働組合運動が発展させた法理論をわが国の従業員組織の運動に適用し、これを規制しようとしている〔プロ・キャピタルの法理論〕。今日必要なことは、社会規範の性格を変革して、それを誓約集団の系譜を引く労働者組織とその行動様式を保障したものと解される、憲法二八条の根本規範と整合関係に置くことである。年功的労使関係崩壊の下での組合運動の転換は、従業員組織に対する誓約集団の対置を必然化ならしめたこと⁽⁴⁾によって、その具体化のための社会的諸条件を成熟させている、と。

2 団結権イデオロギーの二つの型と憲法二八条

かくして争点は、憲法における団結権—団体行動権の保障の本質・意義をいかなるものとして把握するかに収斂されることとなった。労働者団結を法が積極的に承認する場合、団結権確立の世界史は第二次大戦までに(1) New-Deal型⁽⁵⁾(2) Weimar 型の二つの型を生み出してきた。(1) New-Dealの労働改革とその諸立法が「商業の流通の促進」の public policy と「労働の従属の流通」労働の市場側面からの把握のもとに「労使間の交渉力の対等化」を意図し、団結権・団体交渉権の保護助成と不当労働行為制度によって、団体交渉制度を中核とする集団的労働法の体系

を築いてきたこと⁽³⁾。これに対して、(四)敗戦と革命によって生み出されたワイマール体制においては、法原理のドラ
 スチックな転換(市民法に対する抗議⇨修正原理としての社会法の登場)のなかで、団結権は広範かつ先進的な社会権の
 中核として憲法上承認され、かつそれが経済民主主義イデオロギーのもとに、労働者団結(労働組合・経営協議会)
 の経済管理の組織への直接かつ広範な関与と、民主的国家による経済の意識的な統制と指導によって、経済の民主
 化と社会化を進め「組織された資本主義」の共同経済(Gemeinwirtschaft)への改造といった、「社会主義」への展
 望と密接に関連していたことが、それぞれの特徴として指摘されよう。

わが国の場合、占領権力と支配的労働政策は、企業別組合の産業別組合への成長転化を強権的に抑圧し、New-
 Deal型の団結権理論に依存しつつ企業内労資協調的組合の定着を志向し続けてきた⁽⁵⁾(一九四九年労働組法改正など)
 のであるが、それにもかかわらず「ドイツ左翼法学的発想」の系譜を引く「日本の法理論」は一定の指導性を保
 持してきた。だがそれは、学界ならびに労働組合運動の「錯誤」によるのでなく、日本国憲法における労働基本権
 規定の勝れてワイマール憲法型の構成によるのである。戦争非難と生存権優位の意識、労働基本権を生存権実現の
 ためのより具体的な権利ととらえる思想、平和的民主的日本の建設における労働組合への期待、こうした団結イデオ
 ロギーを取り巻く諸契機は、戦後の民主主義的変革の過程を法制的に総括する場合に日本国憲法が考慮せざるをえ
 なかった点であるし、団結権を生存権さらには政治・経済・社会組織への参加の権利と関わらしめて把握する傾向
 は、一九四七年イタリヤ共和国憲法にも認められるように、戦後団結権イデオロギーの新しい特質としても展望さ
 れねばならない⁽⁷⁾。

わが国労働法の指導理論が、労働法に独自の原理の追求と体系の構築を目ざしたかぎり、ワイマール・ドイツ
 の「左翼法学」とりわけ Sinzheimer のそれに注目したことは否定できない。しかしながらワイマールの諸理論

は、加古祐二郎らの唯物弁証法的方法による透徹したイデオロギー批判と、社会民主主義イデオロギー転落の歴史の検証を媒介として、批判的に摂取され、かつ戦後日本の歴史的課題に照して創造的に発展させられていることに注意が払われなければならない。すなわち、ワイマールの労働法理論にあっては未発達、否、経済民主主義¹¹「平和愛好・闘争忌避の思想」のゆえに消極的であつた争議権の理論は、労働者階級の規範意識と労働者団結の行動原理の裡に争議法の創造と発展の原動力を発見し、その理論化を自覚的に追求した沼田労働法学によって、『団結擁護論』という形で克服・発展せしめられているのである。

3 相対的安定の崩壊と争議手段(論)の展望

最後にわれわれは、戦闘的トレード・ユニオニズムの後退と少数派化をもたらした国家独占資本主義の展開が、他方では、「腐朽・寄生化しつつある資本主義」としてその矛盾(公害、労働疎外の深刻化、悪性インフレ等々)を顕在化させていること、また工業部門労働者(生産労働者)の構成変化、社会的分業の全国的結合(運輸・通信労働)の高度な発達、公務・精神的労働者の絶対的増加と意識変革の中から、トレード・ユニオニズムの地平を超える、国民的・統一戦線の視野をもった労働組合運動が力強く動き出している事実にも注目しなければならない。このことは主として労働組合とその闘争領域の問題として論ぜられているが、しかし闘争目的の質的飛躍は目的貫徹手段¹²争議手段にも新たな問題提起をせずにはおかないであろう。

沼田争議手段論は、労働組合が階級的自主性を貫きその意識が高ければ、生産管理戦術が活かされねばならぬような将来の遠くないことに注意を喚起し、公益事業・基幹産業において生活擁護闘争と反戦闘争が結合した場合はか若干例を予想したことがある。¹³国民的視野をもった労働組合運動が「労働に対する自覚と権利」の意識を高め、

自らの労働過程と労働内容への要求を提起し始める時（例えば公害闘争）、われわれは、生産第一主義に対する「産業」戦術（安全運転 \parallel 操業）などと並んで悪質・有害商品のポイコット（告発・不買同盟や場合によっては、反対に union label による良心的製品の標示）、さらには生産管理闘争など、「労働」を武器とした多様な争議手段（ならびにそれらの組み合わせ）の行使に直面するであろう。

争議手段と正当性評価の視角は、かかる局面をも視野に収め、統一ある論理体系として構成されねばならない。そして、評価視角の統一性を堅持しようとするならば、労働者階級の規範意識の中に育ちつつある「労働の権利」の意識、「参加の思想」に十分な考慮が払われねばならない。従来、「労働の参加」の理論は、改良主義ないし労資協調路線の系譜においてとらえられてきた。またワイマール・ドイツの経済民主主義 \parallel 経営参加の悲劇的な実践は、かかる警戒心を十分に根拠づけるものである。だが、国家独占資本主義体制のもとでの生産・労働・消費の高度な社会化の進展と、資本の反社会的行動法則によって、切実に要請されている改良の課題としての経済の民主化に、労働組合運動は傍観者たりえないはずである。「参加」の変質、転落をもたらしたものは、「参加すること」にあったのではなく、労働組合運動における「意識性」の弱さ（ \parallel 社会民主主義イデオロギーの労働組合運動支配）にあった。今日必要なことは、「真の多数者の立場」に立ち、歴史の進歩の方向を見通したところの「参加の理論」の自覚的な構成であり、そのようなことをも行動原理に内包したところの労働者団結の争議行為（手段）正当性評価の視角の確立であるといえ、いすぎであらうか。

小論においては沼田理論の総括を通じて、争議手段と正当性評価の視角に関わる論者の立場を示唆するにとどまらざるをえなかった。が、ただわれわれは次のことを付言するのを許されよう。すなわち、沼田理論を超越するには、「鈴葉良」の「成長」が必要であり、鈴葉良はそのことを自覚しかけている、と。

- (1) レーニン「共産主義における左翼小児病」全集三一巻一七頁。なお、同「ヨーロッパの労働運動における意見の相違」全集一六巻三六四頁も参照。
- (2) 藤田若雄「争議法理論の法社会学的研究」東京大学社会科学研究所編『基本的人権5』（昭四四・東京大学出版会）所収二四七、三一七—八、三二四、三三二—二頁。同『労働組合運動の転換（増補版）』（昭四五・日本評論社）二六四頁以下参照。
- (3) 辻秀典「ワグナー法と使用者の言論の自由」広島大学政経学会「政経論叢」二〇巻三号三一—五頁。坂本重雄「アメリカにおける『営業の自由』と団結権」高柳二藤田勇編『資本主義法の形成と展開2』（昭四七・東京大学出版会）所収二〇八—二一四頁参照。
- (4) 前田達男「現代法と国家独占資本主義」和歌山大学経済学会「経済理論」一一五号四五—五〇頁参照。
- (5) 片岡昇「社会法の概念について」思想五五三号一一八一—九頁参照。
- (6) 藤田若雄「争議法理論の法社会学的研究」三二三頁。
- (7) この点については京大大学院生・脇田滋氏の研究——脇田滋「イタリアにおける争議権の憲法的保障」（修士論文・未発表）——が注目される。
- (8) 前田達男「ワイマール経営協議会法の成立と展開（上）」法学論叢八〇巻三号六二頁、「同（下）」法学論叢八〇巻四号六—八頁および、西谷敏「ドイツ争議権理論史に関する一考察（上）」法学論叢八七巻二号三五—四六頁参照。
- (9) 岡倉二林二田口二島田編「講座・現代日本資本主義3」（昭四八・青木書店）所収「Ⅲ階級構成と階級的諸力の配置状況」一〇九—一九頁（川口清史氏執筆）参照。
- (10) 沼田稻次郎「団結権擁護論」三二七—八頁参照。
- (11) 前田達男「ワイマール経営協議会法の成立と展開（上）（下）」法学論叢八〇巻三・四号は、かかる問題意識の下に書かれたものである。